

吸収分割契約に関する事前備置書類
(簡易吸収分割)

令和5年2月8日

エア・ウォーター株式会社

エア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社

令和5年2月8日

各位

大阪市中央区南船場2丁目12番8号
エア・ウォーター株式会社
代表取締役社長 白井 清司

大阪府守口市寺内町2丁目7番27号
エア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 山崎 晃

会社分割に係わる事前開示書面

(吸収分割会社/会社法第782条第1項及び会社施行規則第183条に基づく事前備置書面)

(吸収分割承継会社/会社法第794条第1項及び会社施行規則第192条に基づく事前備置書面)

エア・ウォーター株式会社（以下「エア・ウォーター」という）及びエア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社（以下「AWエレクトロニクス」という）は、エア・ウォーターを吸収分割会社、AWエレクトロニクスを吸収分割承継会社とし、エア・ウォーター エレクトロニクスユニット内の特殊材料事業及びバルクガス事業に関する権利義務の一部をAWエレクトロニクスに承継させる吸収分割契約を締結致しましたので、会社法の規定に基づき、下記の通り開示致します。

記

1. 吸収分割契約の内容
別紙1の通りです。
2. 分割対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の分割につき、分割対価の交付はありません。
3. 効力発生日に剰余金の配当等として、吸収分割承継会社の株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項
該当事項はありません。
4. 分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権の定め相当性に関する事項
該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

エア・ウォーターは、有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」又はエア・ウォーターの下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.awi.co.jp/ja/ir/library/securities.html>

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

①中国電力株式会社との合弁会社（2社）に関する株式の取得及び譲渡

当社は、2022年10月28日に取締役会において、中国電力株式会社（以下、「中国電力」という。）との合弁会社であるエネルギー・パワー山口株式会社（旧エア・ウォーター&エネルギー・パワー山口株式会社、以下、「EP山口」という。）とエア・ウォーター小名浜バイオマス電力株式会社（旧エア・ウォーター&エネルギー・パワー小名浜株式会社、以下、「AW小名浜」という。）について、当社と中国電力との間で株式の取得及び譲渡を行うことを決議し、2022年11月28日に株式譲渡契約書を締結し、2023年1月18日に取引が完了しました。本株式の取得及び譲渡により、EP山口は中国電力の完全子会社、AW小名浜は当社の完全子会社となりました。

②エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社への会社分割

2023年4月1日を効力発生日とし、エア・ウォーターを分割会社、エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社（本店 神奈川県平塚市田村3丁目3番32号）を分割承継会社として、エア・ウォーターエレクトロニクスユニット内の特殊機器事業に関する権利義務及びエア・ウォーターが保有する日本電熱株式会社とメカトロ・アソシエーツ株式会社の全株式を、エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社に承継させる吸収分割契約を2023年2月8日に締結しております。

6. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

AWエレクトロニクスは、設立後の最初の決算期が未到来のため、確定した事業年度がありません。

成立の日の計算書類は別紙2のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

設立後、最初の決算期が未到来のため、確定した事業年度がありません。

成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象として、2023年4月1日を効力発生日とするAWエレクトロニクスを吸収合併存続会社、エア・ウォーター・ダイオー株式会社（本店 大阪府守口市寺内町2丁目7番27号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を2023年2月8日に締結しております。

7. 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社であるエア・ウォーター及び吸収分割承継会社であるAWエレクトロニクスのそれぞれの資産及び負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

8. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項をただちに開示いたします。

以上



吸収分割契約書

エア・ウォーター株式会社（以下、「甲」という。）とエア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社（以下、「乙」という。）は、第 1 条に定める甲の事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、効力発生日（第 3 条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲のエレクトロニクスユニット内の特殊材料事業およびバルクガス事業（以下「本対象事業」という）に関して有する第 4 条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（分割当事会社の商号および住所）

本吸収分割の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次の通りである。

(1) 吸収分割会社

(甲) 商号：エア・ウォーター株式会社
住所：大阪府中央区南船場二丁目 12 番 8 号

(2) 吸収分割承継会社

(乙) 商号：エア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社
住所：大阪府守口市寺内町二丁目 7 番 27 号

第 3 条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。但し、本吸収分割手続の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 4 条（承継する権利義務）

乙は、効力発生日において本対象事業に属する別紙「承継権利義務明細表」に掲げる資産、負債、契約、その他の権利義務を甲より承継する。

第 5 条（分割対価の交付）

乙は、本吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を交付しない。

第 6 条（増加すべき資本金および資本準備金の額）

乙が本吸収分割により増加すべき資本金及び資本準備金の額は次の通りとする。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 増加すべき資本金 | 0 円 |
| (2) 増加すべき資本準備金 | 0 円 |

第7条（株主総会による承認等）

1. 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第796条第2項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを決定する。

第9条（従業員の処遇）

乙は、効力発生日において本対象事業に主として従事する甲の従業員と甲との間の雇用契約を承継しないものとし、甲は効力発生日において本対象事業に主として従事する甲の従業員を甲から乙へ在籍出向させるものとする。

第10条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他必要がある場合は、甲乙協議の上、本契約に定める分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（競業禁止義務の免除）

甲は、本吸収分割の効力発生後も、乙に対し、本対象事業について競業禁止義務を一切負わないものとする。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

本契約の成立を証するため契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、本証を乙が、写しを甲が保有する。

2023年 2月 8日

甲 大阪市中央区南船場二丁目12番8号
エア・ウォーター株式会社
代表取締役社長 白井 清司



乙 大阪府守口市寺内町二丁目7番27号
エア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 山崎 晃



承継権利義務明細表

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務の明細は、効力発生日において本対象事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産および負債については、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、効力発生日の前日までの承継する資産および負債の増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本対象事業に属する流動資産のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

(2) 固定資産

①有形固定資産

本対象事業に属する土地、建物を含む有形固定資産のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

②投資その他の資産

本対象事業に属する投資その他の資産のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本対象事業に属する流動負債のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

(2) 固定負債

本対象事業に属する固定負債のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

3. 承継する契約関係

本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

4. 承継するその他の権利義務等

会社分割に伴う承継が可能な本対象事業に属する関係法令上の届出、登録、または許認可、免許等。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

以上



貸借対照表

2023年1月26日時点

会社名：エア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社

資産の部		負債および純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	90,000,000 円	資本金	90,000,000 円
合計	90,000,000 円	合計	90,000,000 円